川西ソフトボール協会

慶弔内規

１　慶弔に関する事項が適用される範囲は次のとおりとする。

（１）川西ソフトボール協会（以下「本会」という。）の現役員及び審判委員並びに記録委員

（２）その他会長及び理事長が必要と認めた者

２　慶事は次のように定める。

（１）国又は日本ソフトボール協会関連での表彰受賞

祝い金（２０，０００円）及び祝電

（２）兵庫県又は兵庫県ソフトボール協会関連での表彰受賞

祝い金（１０，０００円）

（３）全国大会出場チーム（本会が推薦するチーム）

激励金（２０，０００円）

（４）全国大会優勝チーム（本会が推薦するチーム）

報償金（５０，０００円）

３　弔慰は次のように定める。

（１）死亡時

　　　香料（３０，０００円）及び弔電・供花

（２）病気見舞い（本人で、かつ3日以上の入院のとき）

　　　１０，０００円

４　その他

　　理事会が認めたとき

　　１件につき、２０，０００円を限度として執行する。

来歴：平成１７年１月３０日新規制定

　　　２０１９年２月３日用語など訂正

　　　令和7年2月２日一部改正